

教育相談・適応指導教室



教育相談に関する運営

- 1 教育相談活動の目的
- 2 教育相談活用の内容
- 3 教育相談の状況
- 4 事例検討会
- 5 成果と課題

<資料>

- 1 守山市、滋賀県、全国の不登校の児童生徒数
- 2 面接相談について
- 3 電話相談について
- 4 連携について

適応指導教室の運営

- 1 設置の目的と運営方針
- 2 くすのき教室の活動
- 3 くすのき教室の状況
- 4 適応指導教室運営懇談会
- 5 成果と課題

<資料>

- 1 適応指導教室年間在籍児童生徒数
- 2 令和3年度児童生徒の通室状況
- 3 在籍年数別児童生徒数

情報提供・他機関との連携

まとめ



Ⅶ 教育相談・適応指導教室

教育相談に関する運営

1 教育相談活動の目的

教育相談は、児童生徒それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図ることを目的とする。

本研究所においては、不安な思いや悩みを抱いて学校不適応を起こす児童生徒、その様子を見てどう対処すればよいかわからず頭を抱える保護者に寄り添うことで問題の軽減を図り、解決策と一緒に考えることで社会的自立に向かおうとするエネルギーを高めることをめざしている。適応指導教室（以下、「くすのき教室」と記す）への通室や学校復帰はその一方策である。その目的を達するためには、学校・関係機関・医療機関等との連携を密にしていけることが大切な要件となる。

2 教育相談活動の内容

(1) 電話相談・面接相談

本研究所が、月～金曜日（年末年始、祝日を除く）の午前9時～午後5時まで、電話及び面接で教育相談活動を行っていることは、市の広報、教育研究所だより等で周知している。それらを見たり学校や関係機関から紹介を受けたりした保護者から電話を受けた場合は、表情の見えない電話相談だけで終わることのないように働きかけ、できるだけ面接相談につなぐように心がけている。

児童生徒の面接相談では、遊びや運動、ものづくり等の活動を一緒に体験するなど一対一で丁寧に関わっていくことで、まず教育相談員との関係を構築し、本人が前に向かおうとする気持ちを高める。ただ、そこで結論を急ぐことなく、本人の思いやペースを大切にしながら心地よい居場所を提供できるように心がけている。

保護者の面接相談では、聴き取ること、受け止めることを大切に、相談者の不安な気持ちに寄り添いながら共感的に考えていくことでストレスの緩和を図り、子どもへの接し方等を見つけてもらえるよう一緒に考えている。

(2) 学校との連携・学校訪問

学校復帰がすべてではないが、学校が本人のベースとなっているため、情報共有を欠かすことはできない。そこで、教育相談やくすのき教室での児童生徒の状況や保護者の思いは、その都度、学級担任や教育相談主任などに伝えている。本人が置かれている状況、がんばっていたことなどを踏まえ、その子の状況に応じた見立てを確認しながら進めるためである。

また、電話連絡だけでなく、学校を随時訪問して学級担任や教育相談主任などと直接やり取りを行い、不安や悩みを抱える児童生徒の学校での様子を聴き取ったり、教育相談やくすのき教室における本人の現在の状況を情報共有したりしている。この取組は本人の抱える課題を多角的・多面的にとらえ、その解決に向けた支援の在り方を探っていくうえで大変有効な手立てとなっている。また、学校で開催されるケース会議にも教育相談員・教育相談専門員が参加し、教育相談やくすのき教室で得た情報を提供することで、より正確な見立てができるように努めている。

さらに、2学期には、教育相談やくすのき教室の対象者以外の児童生徒について、不登校の有無や学校不適応などの状況を聴き取り、学校と歩調を合わせてその解決に向けた対応策を検討するなど、支援の充実に努めている。なお、月に一度の定期訪問では、管理職や教育相談主任に対して、改めて整理した当該児童生徒の状況をきめ細かく伝えている。

(3) 関係機関との連携

- ・発達支援課、守山野洲少年センター、福祉機関、医療機関等とも情報を共有し、一人ひとりに見合ったアセスメントを行ったうえで、よりよい支援が実現するように努めている。

- ・全国適応指導教室・教育支援センター連絡協議会及び滋賀県教育支援センター（適応指導教室）連絡協議会主催の会議や研修会に参加してくすのき教室指導員・教育相談員・教育相談専門員の資質向上に努め、児童生徒の支援体制を強化している。

(4) くすのき教室卒業生への支援

保護者の同意を得たくすのき教室卒業生を対象に、中学卒業後の3年間、夏季休業中に現状を確認する電話を入れる。その内容をもとに判断し、また本人や保護者の同意を得たうえで、来所を促したり他の関係機関につないだりするなど、社会的自立に向けた継続的な支援を行っている。

3 教育相談の状況

(1) 電話相談について

- ・電話相談は、基本的に面接相談につなぐように心がけ、呼びかけている。特に、不登校に関する内容はすべて面接相談に引き継ぐようにした。

(2) 面接相談について

- ・相談は2週間に1回（1時間）を基本とするが、児童生徒本人が教育研究所を居場所として定期的に来所するのがよいと思われるケースでは、週に1回、曜日を決めて相談に応じている。保護者には2週間に1回、月に1回などと、計画的・継続的に相談に来ることを促している。
- ・今年度の相談件数51件のうち、「不登校」を主訴と分類した相談は35件（約69%）であった。今年度は統計のとり方を変更したために、昨年度より見込みの件数は減少している。
- ・相談件数は、例年と同様に各学期の後半になると増えてくる傾向があった。これは人間関係の中でストレスが蓄積していく児童生徒の様子を反映したものととらえている。今年度も月が進むにつれて相談件数が増加した。
- ・相談の中には1回限りで終わる場合もあるが、相談を継続しているケースの大半は「不登校」によるものであった。「子育て」に関する相談は6件あったが、その中には「不登校につながっていくのではないかと案じるケースもあった。
- ・不登校のケースでは、保護者と児童生徒がともに来所して行う並行面談が増加した。小集団での活動が可能な児童生徒についてはくすのき教室への通室も勧めるが、不安の高い児童生徒には個別の教育相談を丁寧に行うなど、一人ひとりの状況を見極めながらの対応に努めた。
- ・また、不登校を主訴とする相談では、発達上の課題の二次的な結果として不登校に陥ったケースや起立性調節障害や摂食障害から不登校に陥ったケース、自傷行為を伴うケースが見られた。これら重篤なケースについては、SC、SSW、発達支援課、子育て応援室、医療機関等とも支援策を検討した。不登校に陥る要因はますます複雑化する様相を呈している。
- ・面接相談が学校生活に効果的に働くことを願い、その内容を、本人や保護者の了解を得たうえで各学校と情報共有している。また、各学校からは本人の状況や学校が把握している思いなどを聴取し、当該児童生徒が学校とうまくつながっていくように配慮した。さらに必要に応じて、子育て応援室や発達支援課の相談員やSSW、SC、少年センターとも連携したケースもある。相談の内容は多様化しており、それぞれのケースに応じた多角的・多面的な支援が必要になってきている。

4 事例検討会

昨年度に続いて、今年度も龍谷大学文学部教授・内田利広教授を講師に招聘し、学期に1回、事例検討会を開催した。具体的な事例をもとに相談対象者の支援や見立ての在り方などについて、指導助言を受けた。今年度実施した事例検討会は、下記の通りである。

(1) 第1回事例検討会 7月12日(月)15:00～17:00

- ・中学2年生女子の事例（不登校・起立性調節障害・ADHD）に学ぶ

(2) 第2回事例検討会 11月26日(金)15:00~17:00

・ 中学2年生女子の事例(不登校・親子関係)に学ぶ ・ 講話:「摂食障害について」

(3) 第3回事例検討会 2月18日(金) ⇒ 新型コロナウイルス感染拡大のため中止。

・ 中学1年生女子の事例(不登校)に学ぶ ・ 講話:「小児期に起きるうつ病について」

5 成果と課題

(1) 成果

- ・ 並行面談を取り入れたことにより、児童生徒と保護者双方の思いが同時に聴け、状況を正しく把握することができた。また、保護者の気持ちを聴き取って子どもに伝えたり、子どもの思いを保護者に伝えたりすることで、両者の理解がプラスに進んだケースもあった。
- ・ 児童生徒や保護者の中には学校に伝えたい思いを伝えることのできないケースがあったが、面接相談の後に教育相談員や教育相談専門員が相談内容を学校に伝えることで、学校が本人の行動の意図を理解できるようになったり関わり方を工夫したりすることにつながった。

(2) 課題

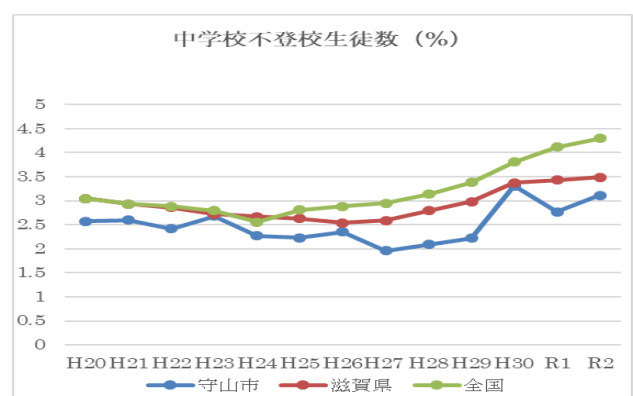
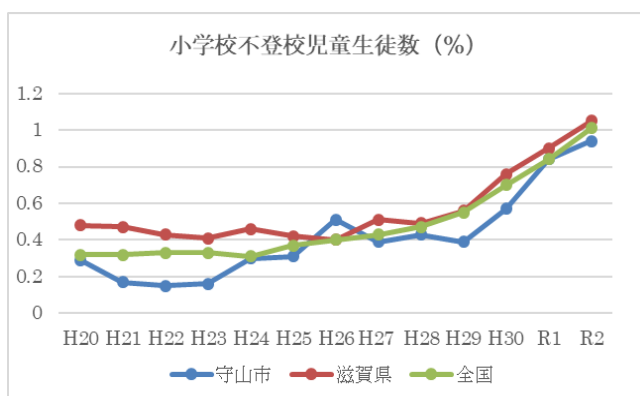
- ・ 相談内容が医療等に関わる専門領域に及ぶケース(32件)が増えてきている。そうしたケースにも対応できるように、教育相談員や教育相談専門員が研修を重ね、さらに力量を高めていく必要がある。
- ・ 学校や関係機関との連携が大切であり、複雑なケースほど様々な関係機関ときめ細かに連携していかなければならない。必要な情報を正確に、より速く関係機関に伝えることができるように、速やかに個々の児童生徒に対する支援方針を立てる必要がある。
- ・ ただ、現状では対応できる内容や件数に限度があり、相談体制の充実を図る必要がある。

<資料>

1 守山市、滋賀県、全国の不登校の児童生徒数 (資料提供: 守山市教育委員会)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	守山市	25 (0.43)	23(0.39)	34(0.58)	49(0.84)	55(0.94)
	滋賀県	398 (0.49)	453(0.56)	617(0.76)	734(0.90)	851(1.05)
	全国	30,175 (0.47)	34,732(0.55)	44,471(0.70)	52,905(0.84)	62,862(1.01)
中学校	守山市	56 (2.09)	61(2.22)	89(3.31)	74(2.77)	82(3.11)
	滋賀県	1,130 (2.79)	1,189(2.98)	1,316(3.37)	1,335(3.43)	1,358(3.49)
	全国	98,956 (3.14)	104,295(3.38)	114,379(3.81)	122,519(4.12)	127,671(4.30)

(年間30日以上欠席者数、()内は%)



2 教育相談（面接相談）について（R3年度4月～3月）

(1) 令和3年度 年間面接相談

◆ケース数 51ケース

◆相談内容の内訳

主訴（相談内容）	ケース数	主訴（相談内容）	ケース数
不登校	35	情緒不安	3
子育て	6	発達障害	1
家族関係	1	人間関係	5
		合計	51

◆相談対象者の内訳

就学前	計								
	1								
小学生	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		
	3	1	3	7	4	3	21		
中学生	1年		2年		3年		計		
	8		10		7		25		
高校生	1年		2年		3年		計	合計	
	1		2		1		4	51	

◆並行面談数 32ケース

◆児童生徒の内訳（相談に来た児童生徒数）

小学生	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		
	1	0	1	6	4	1	13		
中学生	1年		2年		3年		計		
	7		6		5		18		
高校生	1年		2年		3年		計	合計	
	0		1		0		1	32	

(2) 月別面接相談

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース数	12	8	10	15	9	13	19	16	18	12	19	19	170
のべ件数	20	14	20	29	12	23	28	32	31	18	33	33	293
総人数	33	23	30	48	18	38	44	52	46	30	47	52	463

(3) 面接相談来所月数

相談月数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月	計
ケース数	24	7	3	3	2	5	0	0	4	0	1	2	51
※昨年度からの引き続きケース数…9ケース													

(4) 面接相談内容別延べ件数（内容は主訴で分類）

主訴分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1 不登校	20	14	15	21	10	18	23	21	20	10	22	26	220
2 子育て			3	4	2	3	4	5	7	5	7	5	45
3 家族関係								1					1
4 情緒不安			2	1		2	1	5	3	3	3	2	22
5 発達障害等													
6 人間関係				3							1		4
7 その他									1				1
計	20	14	20	29	12	23	28	32	31	18	33	33	293

3 教育相談（電話相談）について（R3年度4月～3月）

(1) 令和3年度 月別電話件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電話相談(件)	23	11	12	13	6	7	9	10	13	13	20	15	152

(2) 電話相談内容別延べ件数（内容は主訴で分類）

主訴分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1 不登校	23	10	8	10	5	5	8	7	13	7	12	9	117
2 子育て			2	2	1	1		1			2	6	15
3 家族関係		1	1										2
4 情緒不安			1			1	1	1			2		6
5 発達障害等													0
6 人間関係				1				1		5	4		11
7 その他										1			1
計	23	11	12	13	6	7	9	10	13	13	20	15	152

4 連携について（R3年度4月～3月）

(1) 月別ケース会議数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ケース会議数	5	4	0	2	1	5	7	7	7	7	2	0	47

(2) 月別連携数（面談・電話）とその内訳

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
連携件数(合計)	51	43	56	57	26	53	50	58	80	54	66	62	656
学校	39	34	50	51	19	39	39	50	61	41	57	55	535
子育て応援室	5	6	4	3	5	4	6	3	6	2	4	4	52
発達支援課	3				2	6	1		8	4	1	1	26
SC・SSW	4	2	2	3		2	2	2	2	5	2	1	27
病院		1							2	1			4
その他						2	2	3	1	1	2	1	12

適応指導教室（くすのき教室）の運営

1 設置の目的と運営方針

適応指導教室（以下くすのき教室）は、市内在住の小・中学生のうち、不登校をはじめ学校で不適応を起こしている児童生徒を対象に、教育相談及び適応指導を実施することにより学校生活への復帰を支援し、社会的自立に資するため設置されている。

くすのき教室では、通室生と指導員・相談員等との関係をつくり、小集団での活動を通して集団への適応力を養うことを目的としている。教室運営にあたっては、通室生にとって居心地がよく、安心感を育む場となることを第一に考えている。少人数のよさを生かし、学習習慣の確立や学力補充・体験活動等、個に応じたきめ細かな指導と支援の充実をめざしている。

2 くすのき教室の活動

(1) 開室日と時間割

開室日は月・水・木・金曜日の4日間（エルセンターの休館日は学校チャレンジデー）で、通室時間は午前9時30分～午後3時である。各学期の始業と終業は学校に合わせている。ただ、休業中も通室生の生活リズムを整えるため、必要に応じて通室を呼びかけることもある。

活動の時間割は下記の通り。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、調理を伴う活動（みそ汁作り、クッキング）を昨年度から休止していたが、今年度は11月から12月にかけてお菓子づくりを4回実施した（1月以降は感染拡大のため再度休止）。2学期以降、通室生が多くなってきてからは、グラウンドでの鬼ごっこ等、外遊びをすることが増えた。

《 くすのき教室時間割表 》

		月	水	木	金
	9:30～9:45	予 定 を 立 て る			
1	9:45～10:35	学 習	学 習	学 習	学 習
2	10:40～11:30	学 習	学 習	学 習	学 習
3	11:30～12:00	学習／みそ汁作り	学習／みそ汁作り	学習／みそ汁作り	学習／みそ汁作り
	12:00～13:00	昼 食 ・ 休 憩			
4	13:00～13:50	くすのきタイム	くすのきタイム	クッキング タイム	くすのきタイム
5	13:50～14:45	フリータイム/面談	フリータイム/面談		フリータイム/面談
	14:45～15:00	そ う じ / 反 省			

(2) 学習時間

午前中の2時間を学習時間とし、一人ひとりの学習状況に応じた個別学習により学力補充を行っている。また、学校で実施された定期テストや実力テストを実施することもある。

(3) 各種体験活動

①教室内での活動

午後の「くすのきタイム」は小集団で活動する時間とし、まずどんなことをやりたいかを話し合ったうえで、様々な体験活動を通して協調性や集団への適応力、生活力を高めている。また、やまのこ体験や陶芸体験等では、外部講師を招いて活動をしているが、限られた人間関係の中で生活している通室生にとって、外部講師とのふれあいは有意義な時間となっている。

《様々な体験活動》

- ・みそ汁作りやクッキング（お菓子づくり）
- ・ベランダでの野菜づくり
- ・手芸、工作、折り紙等の創作活動
- ・スポーツ体験（バドミントン、卓球、縄とび等）
- ・エルセンター周辺の散策（東門院、勝部神社、大宝神社など）
- ・ボードゲーム（人生ゲーム、将棋、オセロ）やカードゲーム、けん玉遊び等
- ・やまのこ（自然体験）
- ・美ココロ体験活動（陶芸体験・音楽体験）

②教室外での活動

例年、教室外での活動として、湖南地域SSN推進協議会主催の「ふれあい体験」、ホールの子事業「びわ湖ホール音楽会へ出かけよう！」に参加している（ここ2年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2年連続で全て中止）。今年度は、くすのき教室主催で10月にバス遠足を計画・実施した。希望ヶ丘文化公園内の自然に触れることで、通室生相互が交流を深めた。

(4) 保護者支援

学期に1回及び求めに応じて随時、個別に保護者と懇談する機会をもち、くすのき教室における児童生徒の様子を伝えつつ、保護者の思いや悩みを聴くことを通して、子どもの現状を相互に確認し、課題解決に向けてともに進めていくべき方策を話し合っている。進路決定に向けた話し合いなど、必要に応じて学校にも参加をお願いして懇談を進めるケースもある。

3 くすのき教室の状況

4月当初6名からスタートした今年度の在籍者数は、2月現在で12名（小学生4名、中学生8名）を数える。2学期後半になって通室生が増加し、やや大きな集団で取り組めるドッジボールや大縄跳びなどの活動を楽しむことが増え、通室生の中には大きな声で声掛けができる者が出てきている。好ましい変化である。一方で、人数が増えて「しんどい」と感じるようになってきた児童生徒もおり、活動の様子や通室生相互のコミュニケーションを見極めながら、個に応じた支援、変化



指導教室



クリスマスのケーキづくり



陶芸体験



秋の遠足

に合わせた集団活動の在り方をさらに模索していく必要に迫られている。くすのき教室の在籍者数が増えたことで通室生の思いや悩みを聴き取れなくなるということのないように、例えば、改めて一対一の教育相談を設定するなど、児童生徒の思いや保護者の意向、また学校の考えを捉え直すことも検討課題として認識している。

4 適応指導教室運営懇談会

今年度も、SCや心理相談員として多方面で活躍されている女性ライフサイクル研究所フェリアン・小田裕子氏を講師に招聘し、学期に1回、運営懇談会を開催した。適応指導教室の運営全般やくすのき教室児童生徒に対する支援の在り方について助言を受けた。

(1) 第1回適応指導教室運営懇談会 7月15日(木)14:30~16:30

- ・くすのき教室見学
- ・通室生の状況報告
- ・過去に事例検討した通室生の経過報告
- ・指導講話「くすのき教室の運営や取組について」

(2) 第2回適応指導教室運営懇談会 12月16日(木)15:00~17:00

- ・くすのき教室の活動報告
- ・通室生の状況報告
- ・指導講話「適応指導教室の運営について」「社会的自立や学校復帰に向けた支援について」

(3) 第3回適応指導教室運営懇談会 3月17日(木)⇒新型コロナウイルス感染拡大のため中止。

- ・くすのき教室見学
- ・通室生の状況報告
- ・過去に事例検討した通室生の経過報告
- ・事例検討「くすのき教室の通室生について」

5 成果と課題

(1) 成果

・今年度は、体験入室した児童生徒全員が正式通室につながった。これらの事例では、学校と研究所双方が話し合い、教育相談につなぐほうがよいか、くすのき教室の体験入室につなぐほうがよいか、児童生徒の状況とタイミングを観て、学校と丁寧に話し合いケース検討した成果であると思われる。

・通室生同士や指導員・相談員・専門員との関わりの中で、通室生が心を開放し自分の思いやしんどさなどを互いに話すことができるようになった。また、個別で会話をする中で通室生の人数の増加に触れることがあり、「これ以上、人数が増えたらしんどいと思う。」「学校はここより人数が多くてとても無理だった。」と話することがあった。

・今年度2学期の途中からインターネットの環境が整い、オンライン授業を受けたり、学校からの課題をしたりすることができるようになった。

(2) 課題

・今年度、くすのき教室に通室している不登校児童生徒の共通点に、「集団で過ごすことのしんどさ」を訴えるところあげられる。例えば、前述の「人数が増えてしんどい」と言う子は、2~3人の小集団で過していた時には落ち着いて活動し、安定して通室できていた。ところが、通室生が7~8人になるとしんどさを訴えて通室できなくなった。

・どのくらいの集団になるとしんどさを感じるのかという点においては、児童生徒一人ひとりによって異なってくる。ゆえに、くすのき教室で関わる適応指導教室指導員・教育相談員・教育相談専門員が、通室生一人ひとりの思いを聴き取り、それぞれに対して可能な支援を行い、そのことにより児童生徒が心を開放できるように所内の方針を統一し、体制を充実していく必要がある。

<資料>

1 適応指導教室年間在籍児童生徒数（体験入室含む）

		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
小学校	在籍人数	6	1	1	4	5
	終了者数	5	1	0	2	2
中学校	在籍人数	19	9	9	8	7
	終了者数	16	3	4	4	4
計	在籍人数	25	10	10	12	12
	終了者数	21	4	4	6	6

2 令和3年度児童生徒の通室状況（体験入室を含む）

令和3年度（2021）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
開室日数		12	14	17	12	3	16	17	15	14	13	13	13
小学校	在籍人数	2	2	2	2	3	2	4	4	4	4	4	4
	通室人数	1	1	1	1	1	2	4	4	4	3	4	3
	延べ通室人数	10	13	15	6	1	18	46	44	32	30	35	24
中学校	在籍人数	4	4	4	4	4	5	5	5	7	7	7	8
	通室人数	3	2	2	2	2	3	4	4	6	6	5	6
	延べ通室人数	8	19	25	10	2	21	43	29	48	45	42	39
計	在籍人数	6	6	6	6	7	7	9	9	11	11	11	12
	通室人数	4	3	4	3	3	5	8	8	10	9	9	9
	延べ通室人数	18	32	40	16	3	39	89	73	80	75	77	63

*延べ通室人数＝通室生の通室日数合計

3 在籍年数別児童生徒数

	1年未満	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年	5年～6年	6年以上
小学生	3	2	0	0	0	0	0
中学生	2	2	2	0	0	0	1
計	5	4	2	0	0	0	1

情報提供・他機関との連携

不安な思いや悩みを抱える児童生徒をできるだけ早い段階で見つけ出し、支援の方法を探ってその子の社会的自立の在り方を考えていくために、様々な機会に教育相談事業やくすのき教室について広報し、利用を促してきた。

- (1) 教育研究所運営委員会・中学校区別移行会議・青少年問題協議会・発達支援ケース集約会議、相談員ネットワーク会議・就労支援に関する検討会において、教育相談事業やくすのき教室に関する情報提供を行う。
- (2) 校園長会においても情報提供に努め、協力依頼を行う。
- (3) 研究所だよりやホームページを活用し、教育相談事業やくすのき教室を紹介する。また、教育相談に関する案内チラシを作成し、市内の関係機関に配布する。
- (4) 関係機関、各種団体の見学・研修を受け入れ、教育相談事業やくすのき教室について紹介する。
・教育相談主任会 ・初任者研修 ・小中学校校内研修会 ・湖南地域SSN推進協議会
*湖南地域SSN推進協議会は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、紙面での情報提供にとどまっている。
- (5) 全国適応指導教室・教育支援センター等連絡協議会主催の第25回近畿・中国地域会議等に参加。新型コロナ感染症拡大のため、オンラインで開催され、くすのき教室指導員が参加した。

- 1 本研究所にくすのき教室が設置されていることもあり、教育相談に訪れる保護者の主訴のほとんどは「不登校」である。ただ、不登校は児童生徒の様々な思いが形となって表出した一つの状態であり、その背景となる要因には「人間への基本的信頼感の持ちにくさ」や「心のエネルギーの枯渇」などが複雑に絡みあっていることが多い。その絡みようは一人ひとりによって異なり、解きほぐし方も千差万別である。それでも教育相談を重ねていくと、主訴の内容が変化してその子が内面を見せるようになる場合があり、保護者の子ども理解が深まり、子育ての課題や人間関係に気づく場合もあった。それらは、相談者が児童生徒の思いやペースを大切にして、本人がどうしたいかを一緒に考えるように努めてきた成果であると言える。
- 2 教育相談・くすのき教室の運営では、児童生徒の社会的自立に向かおうとするエネルギーを高めることをめざしているが、そのスモールステップとして別室登校やくすのき教室につなぐ働きかけを行っている。児童生徒が学校復帰を果たすためには、在籍校や関係機関との連携が最も大切であり、具体的な取組内容は前述のとおりである。児童生徒の状態を慎重に見極め対応していくために、専門的見地からのアドバイスを充実できるように、関係機関とも相互に連携して取り組む体制をさらに強化していきたい。
- 3 本研究所では、児童生徒と保護者が一緒に来所するように促し、それぞれ別の相談員が思いを聴き取る並行面談を行っている。これは、双方の見方・考え方を教育相談員や教育相談専門員が深く理解したうえで相互に伝えるため、親子関係の改善に役立っている。また、学校への報告も重層的になって効果的である。そのためには児童生徒や保護者に向き合う教育相談員や教育相談専門員が信頼を得る存在であることが必須である。
- 4 質の高い教育相談活動や適応指導教室の運営を展開していくには、今後も、適応指導教室指導員、教育相談員、教育相談専門員がさらに研修を重ね、それぞれが資質向上を図って、複雑化したケースに対応できる力量を身につけていく必要がある。そのために、研究所主催の適応指導教室運営懇談会や事例検討会、県教育支援センター等連絡協議会などにおけるスーパーバイザーの指導助言や喫緊の重要課題に関する講演などを重要な研修機会と位置づけている。しかし、研修したことを杓子定規に取り入れていくのではなく、個々の児童生徒に見合う方法を選択していくことが大切である。不登校に陥った児童生徒に接していると、少し先にはこうなりたいという思いや将来の目標を聞くことがある。ただ、そこには自信のなさや不確かさ、迷いがあり、言葉にも力が感じられないことがある。そうした場合、周囲の支援者に求められるのは専門的な知識や判断力だけではなく、前を向く芽を信じ、支え、育てていこうとする力と思いである。一人の子どもの社会的自立のために、学校や各関係機関等がそれぞれの持ち味や強みを生かし、温かな目で連携していく必要がある。